

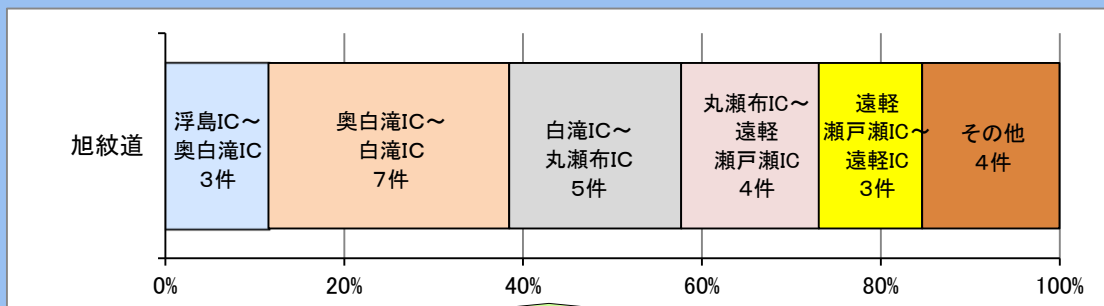
# 速度取締指針

## 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊速度取締りの重点

路線	区間	規制速度
旭川紋別自動車道	上川町との境界(キロポスト49.3)～遠軽IC	70km/hまたは80km/h

重点路線・区間以外であっても、取締りを行います。

## 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊管内における交通事故実態(令和4年10月～12月末)



- ▲ 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊の管内では、令和4年10月～12月末までの間、物件交通事故が26件発生(人身交通事故の発生は無し)しており、IC区間別内訳は上のグラフのとおりです。
- ▲ 発生した物件交通事故26件のうち、車両単独事故が22件、車両相互の事故が2件、動物との衝突が2件となっています。
- ▲ 2時から20時、22時から0時の間で交通事故が発生していますが、特に16～18時に最も多く(5件)発生しています。

### ～北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊から～

- 16～18時台、14～16時台の夕暮れ時間帯に交通事故が多く発生しています。
- 凍結路面では50km/hの速度規制を実施します。車間距離をとった運転を心掛けて下さい。
- 高速道路・自動車専用道路は道路環境や景色の変化が少なく、眠気を催しやすい環境です。眠気を感じた場合にはインターから降りて、適宜休憩をとりましょう。(高速道路・自動車専用道路上は駐停車禁止です。)

## その他の交通指導取締りの要点

妨害運転等の危険性が高い違反の取締りを強化します。

## 令和5年7月から9月末までの速度違反等取締り結果

路線	区間	規制速度	取締り件数
旭川紋別自動車道	上川町との境界(キロポスト49.3)～遠軽IC	70キロ 80キロ	56件